

議案第29号

建物明渡請求事件に係る和解について

大阪地方裁判所令和2年（ワ）第9976号建物明渡請求事件について、次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月22日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

1 当事者

（1）原告

守口市

代表者 市長 西端 勝樹

（2）被告

金下貸店舗5号店舗賃借人

2 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）についての原告被告間の本件賃貸借契約が、令和2年3月31日の経過をもって期間満了により終了したことを認める。
- 2 原告は、被告に対し、本件建物の明渡しを令和3年5月31日まで猶予する。
- 3 被告は、原告に対し、前項の期日限り、本件建物を原状回復のうえ明け渡す。
- 4 被告は、原告に対し、令和3年3月1日から令和3年5月31日までの賃料相当損害金として、18万6000円を、次のとおり分割して、りそな銀行守口支店「守口市会計管理者」名義の当座預金口座（口座番号0807608）に送金する方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
 - (1) 令和3年3月25日限り 6万2000円
 - (2) 令和3年4月25日限り 6万2000円
 - (3) 令和3年5月25日限り 6万2000円
- 5 被告が3項の明渡しを遅滞したときは、被告は、原告に対し、令和3年6月1日から明渡済みまで1か月12万4000円の割合による損害金を毎月25日限り当月分を支払う。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告及び被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほか何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。